

秋田市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

〔平成27年8月6日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市介護保険法施行細則（平成12年秋田市規則第25号。以下「規則」という。）第7条の表第3号および第4号に規定する介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出書の様式ならびにその届出に関し必要な事項を定める。

(業務管理体制の整備に関する届出書)

第2条 規則第7条の表第3号の業務管理体制届出書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第7条の表第4号の業務管理体制変更届出書は、第2号様式によるものとする。

(電子申請による届出)

第3条 業務管理体制の整備に関する届出システム（以下「届出システム」という。）を使用した電子申請による届出については、前条の規定による様式によらず、届出システムに直接必要事項を入力するものとする。

(関係機関への情報提供)

第4条 市長は、前2条の規定による届出に関し、厚生労働大臣、秋田県知事等に対して、情報を提供することができる。

附 則

この要綱は、平成27年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。